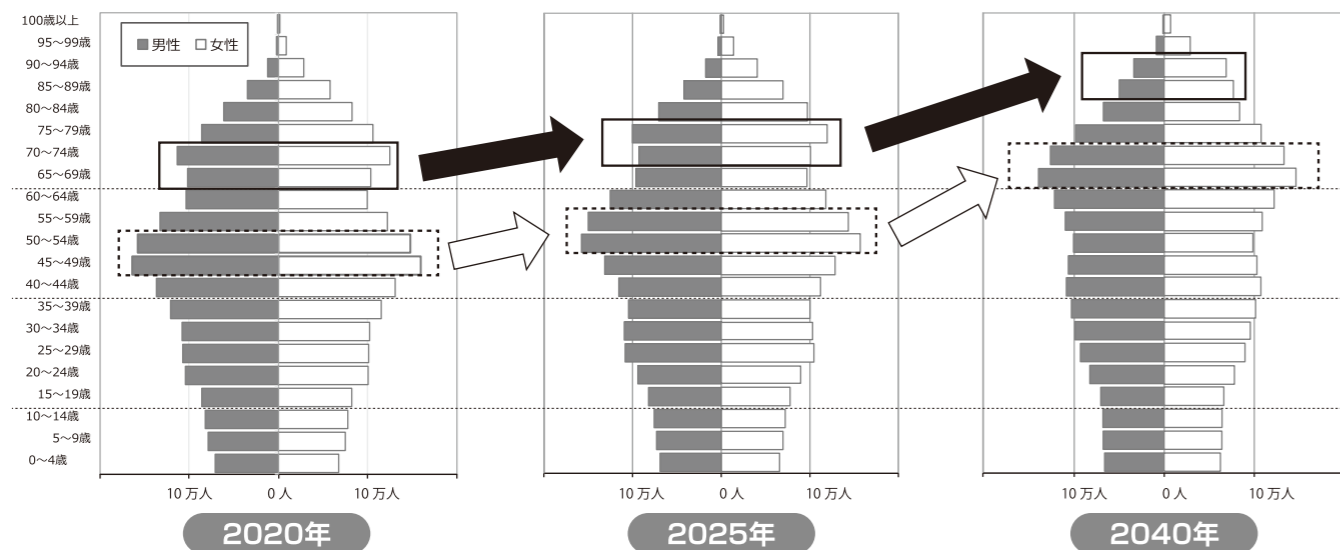


2025年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム

▶▶ 今後の横浜市の高齢者の状況

2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となります。こうした背景から、2040年には3人に1人が高齢者となる時代を迎えます。

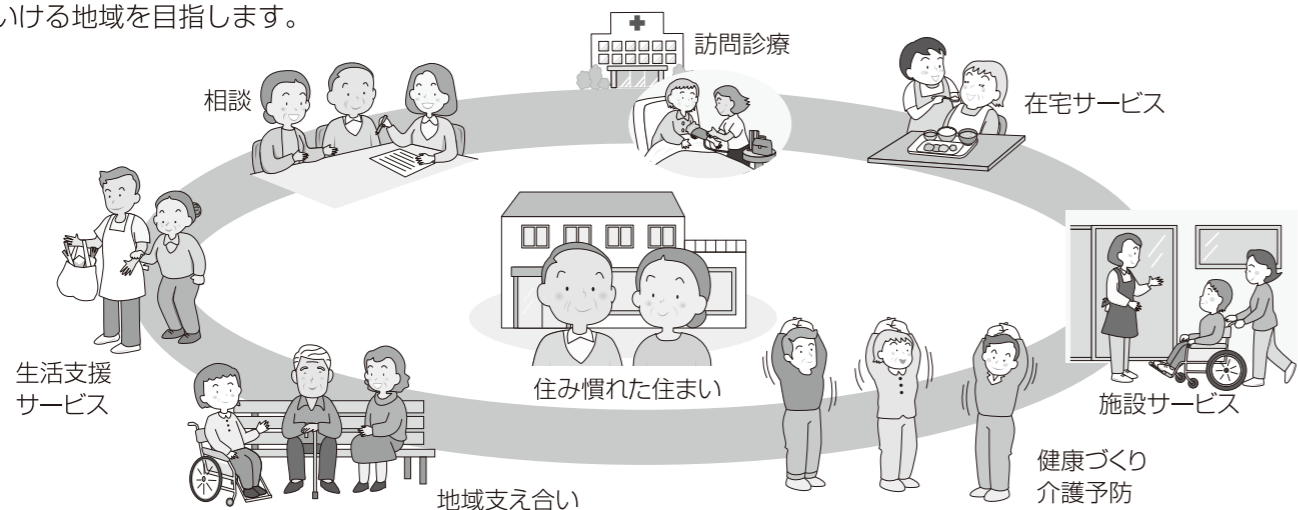


▶▶ 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けて

● 横浜市2025年の目指す将来像 ●

地域で支え合いながら、
介護・医療が必要になっても安心して生活でき、
高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる

高齢化の急速な進展に伴う介護・医療ニーズの大幅な増加やさまざまな課題に対応するため、2025年に向け、横浜型地域包括ケアシステムの構築を進めています。支え合いの地域づくりや、医療・介護の専門職の連携強化を進めることにより、老後の「不安」を「安心」に変え、全ての高齢者が自らの意思で自分らしい生活を継続していける地域を目指します。



横浜型地域包括ケアシステムとは

横浜地域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

具体的には、

- ①「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します。
- ②活発な市民活動と協働します。
- ③「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- ④医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます。
- ⑤高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組めます。

よこはま地域包括ケア計画

▶▶ よこはま地域包括ケア計画(計画期間：令和3年度～令和5年度)

第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画

この計画は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、3年ごとに策定しています。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて高齢者福祉施策を推進していくための計画として策定しました。



基本目標

誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ

ポジティブ・エイジング

計画の施策体系

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

日常生活に支援や手助けが必要になっても、個々の状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいの場を整備します。

IV 安心の介護を提供するために

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本の柱として総合的に取り組みます。

V 地域包括ケアの実現のために

介護サービスに関する情報をわかりやすく発信するとともに適正なサービスの量の確保と質の向上を図り、横浜型地域包括ケアシステムの充実に取り組みます。

VI 自然災害・感染症対策

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、介護施設等向けに、防災や感染症対策に関する研修等を実施します。

認知症施策推進計画

共生

認知症を我が事ととらえ、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の本人が希望を持って前を向き力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

備え

発症以前からの理解、発症の気づきと適切な医療・介護、継続的な社会とのつながりや地域の見守りなど、多くの人が認知症の備えを進めるための施策に重点を置きます。

安心

自立した生活が困難になっても医療や介護等の体制が構築され適切に提供されることで、その人らしく生活できる社会を目指します。

介護サービス量の見込み・保険料の設定

介護保険制度の基本理念は「尊厳の保持」と「自立支援」

介護保険制度は、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としています。

そして、介護保険サービスは、要介護状態となった場合も、できる限り自分の住まいで、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、また、自分が持っている能力の維持向上のために、リハビリテーション等の保健医療サービス・福祉サービスを利用できます。

これらの理念を踏まえ、保険者である横浜市は、介護保険事業計画を策定し、保険料の徴収、要介護認定、保険給付など業務を行い、制度の運営にあたります。